

環境衛生課からのお知らせ

市には、ペットの飼い方や個人モラルなどのマナーの低下による苦情が多く寄せられています。



☎ 環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎 ☎23-3331 内線543・547)

犬を飼っている方へ



首輪と鑑札

首輪をつけ、鑑札か注射済票を首輪につけましょう。犬が放れることのないように飼ってください。もし、犬が逃げたときはすぐに市役所担当課と伊達警察署に連絡してください。フンの処理

散歩中、フンの後始末をしない飼い主さんが見受けられます。散歩には必ずフンを処理する袋などを持ってお出かけください。運動と散歩

肥満・夜鳴きを防ぐためにも基本的には毎日運動をさせましょう。

犬の登録をするには

市役所で登録ができます。

登録料 1頭3千円

●市外へ転出するとき

登録は犬の生涯に1回です。

市外へ転出するときなどは、市で交付された鑑札や注射案内などの書類を持って、転出先の市町村で手続きしてください。

登録料はかかりません。

●市外から転入してきたとき

転入前の市町村で発行された鑑札や注射案内などの書類を持って市役所で手続きしてください。

登録料はかかりません。

●市内での住所変更、飼い主の変更登録内容の変更手続きが必要です。市役所で手続きしてください。

●飼い犬が死亡したとき死亡届の提出が必要です。(電話でも受け付けます)

猫を飼っている方へ



室内飼育に努めましょう

猫は室内だけで暮らせます。室内飼育は、周囲に迷惑をかけないばかりではなく、感染症や交通事故から猫を守る、そして迷子防止などの利点があります。トイレも室内専用トイレットを設置してください。

避妊・去勢手術を考えましょう

猫は年に2〜3回出産するので、すぐに増えます。避妊・去勢手術をして、不必要な猫の繁殖を防いでください。

猫にも首輪を

首輪や名札などで身元を明らかにし、迷い猫をなくしましょう。

野良猫に

エサを与えている方へ

野良猫にエサを与えることで、近所に迷惑をかけていませんか？野良猫が近所の庭や家庭菜園を荒らしてしまうので、敷地にネットを張ったり猫よけグッズを購入したり、経費をかけてその被害を我慢されている方がいるはずです。

野良猫が迷惑をかけたときはエサを与えている方の責任になります。飼い主になる自信と責任が持てないのなら、一時の感情で迷惑なエサやりはやめてください。

隣り近所のマナーについて考えましょう



市には、犬や猫だけでなく公害などに関するさまざまな通報や苦情も多く寄せられています。

近年は、工場・事業所が発生源の「産業型公害」への苦情件数は減少していますが、「臭い」「うるさい」「臭い」といった感覚的なものや「被害が近隣住宅だけ」といった範囲が限定された家庭生活に関わる「都市生活型公害」が増えています。

一例をあげると、「ごみ焼きによる大気汚染」「堆肥・有機肥料の臭気・腐敗臭」など、自分にとっては何でもないことが、相手には不愉快だったり、苦痛だと感じる場合もあるのです。

寄せられた苦情の多くは、お互いのマナー、相手への思いやりを持つことで解決できるものばかりです。

市民ひとり一人の自覚とマナーの向上で、快適な環境づくりをすすめていきましょう。

国民年金からのお知らせ

問 市民課市民係（市役所 1階②番窓口 ☎23-3331 内線289）

後納制度

（国民年金保険料の
納付期限の延長制度）

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると過去の保険料を納めることができませんが、昨年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる「後納制度」が始まりました。

過去10年以内の保険料を納めることで将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録の確認や不明な点などありましたら、左記へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

室蘭年金事務所

☎0143-24-7104

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度を利用できない場合があります



60歳からの

国民年金任意加入

国民年金の加入・納入義務は20歳から60歳までですが、未納や未加入期間がある方は60歳以降も年金受給権確保や受給額増額を目的に、国民年金に任意加入できます。

共済年金や厚生年金を受給中の方も、国民年金に未加入期間がある方は任意加入できます。

厚生年金や共済年金の加入期間と国民年金の納入期間の合計が満額の48月になったときは、65歳を待たずに任意加入は終了になります。

保険料は一般の国民年金保険料と同額で、平成25年度の月額が1万5千40円です。

年払などの前納や早割などの割引制度も使えるほか、月額400円の上乗せで受取年金額を更に増額できる「付加年金」にも加入できます。



国民年金保険料の

強制徴収

日本年金機構では、公平な年金制度運営のため、国民年金保険料を長期間納めていない方への法に定められた滞納処分（財産差し押さえなど）を行っています。

滞納処分は本人に限らず、法に定める連帯納付義務者（配偶者か世帯主）にも行われる場合があります。

滞納処分の前には必ず文書（特別催告状・最終催告状など）をお送りして納付のご案内をしますので、現在未納がある方は対象になる前に早期の納付をお願いします。

問 室蘭年金事務所

☎0143-24-7104